

海外

歐州諸国

◆ ブンデス銀行、公定歩合等の引上げを決定

ブンデス銀行は、6月29日の中央銀行理事会において、公定歩合(4.5%→5.0%)ならびにロンパート・レート(6.5%→7.0%)を各0.5%引上げ、翌30日から実施することを決定、発表した。

——今次引締め局面におけるブンデス銀行の政策金利変更は、今回で7度目(公定歩合2.5%→5.0%、ロンパート・レート4.5%→7.0%)。

なお、本措置につき同行は、プレス・コミュニケにおいて、以下のとおりコメント。

「中央銀行理事会は本日、1989年中のマネーサプライ増加率目標値について検討した結果、広義マネーサプライ(M3)の増加率(89年第4四半期の前年同期比)を“5%程度”に据置くことを確認した。

最近の経済動向をみると、需要面からの圧力が顕著となっており、海外要因により価格・コストの潜在的上昇圧力も強まっている。

ブンデス銀行としては、年後半に向けてマネーサプライ増加率を極力モドレートなものに抑制していくことが適当と考える。また、これにより、ドイツ・マルクの対内・対外購買力の引上げにつながることが期待される。

以上の点にかんがみ、中央銀行理事会は、6月30日より、公定歩合を4.5%から5.0%に、またロンパート金利を6.5%から7.0%に、それぞれ引上げることを決定した。」

◆ ブンデス銀行、ドイツ・マルク外債にかかる規制緩和措置を発表

ブンデス銀行は、6月20日、ドイツ・マルク外債(非居住者発行のドイツ・マルク建債券)の発行ルールを、以下のとおり緩和し、7月1日から実施する旨発表した。

(1) 最短発行期間(現在公募債については5年、私募債については3年)を公募債、私募債とも2年に短縮。

(2) ブンデス銀行への事前届出義務(現在発行日の2営業日前までに発行条件等を届出る必要)を廃止。今後は発行日当日の報告で足りる扱いとする(ただし新種商品については、事前届出義務を継続)。

——ドイツ・マルク外債にかかるその他の主な現行規制には①引受主幹事は西ドイツ所在の金融機関に限る、(いわゆる「国内発行原則」)②公募債については、西ドイツの証券取引所に上場する。③決済は西ドイツの証券決済システムを通じて行う、等がある。

なお、ペール総裁は本発表に先立ち、講演の中で以下のとおりコメント。

「今回の措置により、金融センターとしてのフランクフルト市場の魅力が一段と高まり、他国のマーケットからの挑戦に対して金融機関が対応しやすくなることを期待する。」

◆ フランス銀行、市場介入金利等を引上げ

フランス銀行は、6月29日、市場介入金利および5~10日物現先オペ金利を各0.5%引上げる旨発表した(各8.25%→8.75%、9.0%→9.5%、翌30日実施)。

今次決定につき、フランス銀行では、「インフレ圧力の高まりを回避するためにフランス銀行は政策金利を0.5%引上げることを決定した。

本件決定は、欧州における金融面での緊密な協調の枠組の下になされたものである」とのコミュニケを発表。

◆ スイス中央銀行、公定歩合を引上げ

スイス中央銀行は、6月29日、公定歩合の1.0%引上げ(4.5%→5.5%)を決定、発表した(翌30日実施、なお、変動ロンパート・レートの設定方式には変更なし)。

同行は、本件に関するプレス・コミュニケにおいて、「スイスの市場金利水準に公定歩合の水準をより適合させるために実施したもの」とコメント。

◆ オランダ中央銀行、公定歩合等を引上げ

オランダ中央銀行は、6月29日、基準割引歩合等を以下のとおり各0.5%引上げる旨発表した(実施は翌30日)。

基 準 割 引 歩 合 5.50%→6.00%

債券担保貸付歩合 6.25%→6.75%

約束手形割引歩合 6.75%→7.25%

今回の利上げ決定につき、同行では、「諸外国の金利引上げの動きを勘案したもの」とコメント。

◆ベルギー中央銀行、公定歩合等を引上げ

ベルギー中央銀行は、6月29日、公定歩合および債券担保貸付金利を各0.5%引上げる旨発表した(各8.75%→9.25%、9.00%→9.50%、公定歩合は30日、債券担保貸付金利は即日実施)。

今回の利上げ決定につき、同行では、「海外における金利調整の動きに平仄を合わせたもの」とコメント。

◆オーストリア中央銀行、公定歩合等を引上げ

オーストリア中央銀行は、6月29日、公定歩合の0.5%引上げ(5.0%→5.5%)ならびにロンパート・レートの1.0%引上げ(6.5%→7.5%)を決定、発表した(翌30日実施)。

今次決定につき、同行では、プレス・コミュニケにおいて、「欧州各市場における利上げの動きに同調した措置」とコメント。

◆スペインペセタ、EMSに正式加入

1. スペイン政府は、6月16日、ペセタを6%のワイダーバンドでEMS(欧州通貨制度)へ加入させる意向を表明。同夕、EC通貨問題の意思決定機関である通貨評議会が本申し出を承認したことから、スペインペセタは6月19日より正式にEMSに参加。

2. スペインペセタのEMS加入形態は以下のとおり。

- (1) 変動幅: 中心レート(parity rate)からの変動限度を±6%に設定(イタリアと同様)。
- (2) 平価: ペセタのEMS内における平価は6月16日の市場レートを若干下回る水準で以下のとおり設定。

1ECU = 133.804 Ptas.

1D.M. = 65.0 Ptas.

100B.Fr. = 315.14 Ptas. (Lux.Fr.も同値)

1D.kr. = 17.04 Ptas.

1F.Fr. = 19.38 Ptas.

1000Lit. = 90.19 Ptas.

1Ir.£. = 174.13 Ptas.

1D.G1. = 57.69 Ptas.

- (3) 他通貨に与える影響: 今回のスペインペセタのEMS参加によっても、他のEMS通貨の平価は変更せず。スペインペセタのECU構成通貨への組み込みは本年9月21日に予定されているECU構成通貨ウエイト変更の際に行われる予定。したがって、それまでの間、

ペセタはECUに占めるウエイトゼロのEMS通貨との位置付け。

3. スペインのゴンサレス首相は、今回の措置につき、「EMSへの加入により、今後ペセタが強調裡かつ安定的に推移し、これまで政府が採ってきたインフレ抑制政策が補強される効果を持つことを期待するとともに、我が国の早期EMS参加が欧州経済・通貨統合の推進に役立つことを望む」との声明文を発表。

4. なお、本年9月に予定されているECUの構成通貨のウエイト見直し^(注)に先立ち、6月19日、欧州蔵相理事会は各加盟通貨にかかる所望ウエイト(1ECUあたり)を以下のとおり発表した。

(単位%)

構成通貨	新ウエイト	前回改定時 (1984年) ウエイト
ドイツ マルク	30.1	32.1
オランダ ギルダー	9.4	10.1
ベルギー・ルクセンブルク フラン	7.9	8.5
アイルランド ポンド	1.1	1.2
イタリア リラ	10.15	10.0
デンマーク クローネ	2.45	2.7
フランス フラン	19.0	19.1
ギリシア ドラクマ	0.8	1.3
英国 ポンド	13.0	15.0
スペイン ペセタ	5.3	—
ポルトガル エスクード	0.8	—

9月20日に上記ウエイトを基に新バスケットを設定し、翌9月21日より新ECUへの切り替えが行われる予定。

(注) ECUは各通貨を定められた単位数で合成する通貨バスケット(現行 1ECU = 0.719 DM + 0.0878 St£ + 1.31 FFr + 140 Lit + 0.256 DF1 + 3.71 BFr + 0.14 LuxFr + 0.219 Dkr + 0.0871 Ir£ + 1.15 GDr)である。構成通貨のウエイト変更は5年ごと、または日々のウエイトが基準時点のウエイトに比べ25%変化した場合、申請により見直しを検討する。なお、基準時点の構成通貨のウエイトは、各国のGNP、EC域内貿易量等を基に決定される。

アジア諸国

◆香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は、6月16日と7月7日に銀行預貸金利を0.5%ずつ、合計1.0%引下げる旨決定し、それぞれ6月20日、7月10日から実施した。英系主力2行(香港上海

銀行、スタンダード・チャータード銀行)では、上記決定に基づいて預貸金利を引下げるとともに、これに併せてプライム・レートも0.5%ずつ、合計1.0%引下がた。今回の措置は、米国での市場金利低下等に伴い香港インター銀行レートも弱含んでいることを受け実施されたもので、金利引下げ措置としては昨年1月以来約1年ぶり。

香港の預貸金金利の推移

(年利・%)

		旧 金 利 (3月20日変更)	6月20日	7月10日
普 通 預 金		6.75	6.25	5.75
定期預金	1か月	7.50	7.00	6.50
	3か月	8.00	7.50	7.00
	6か月	8.25	7.75	7.25
	1年	9.00	8.50	8.00
プライム・レート		11.50	11.00	10.50

◆タイ、1990年度予算案を発表

タイ政府は6月29日、1990年度(89/10月~90/9月)予算案を国会に提出した。同予算案は経済発展の促進、地方間格差の是正に重点を置いた積極型となっており、歳出規模は3,350億バーツ、前年当初予算比+17.3%の高い伸びとなっている(伸び率としては81年度当初予算<同+28.4%>以来9年ぶりの高い数字)。

同予算案の概要は下記の通り。

(1) 岁出…一般行政費がかなり圧縮された(前年当初予

算比△19.9%)反面、社会厚生関係費(同+50.9%)、経済関係費(同+47.9%)が大幅に拡大しており、このうち経済関係費については、地域開発、雇用創出を目的に農業振興や社会資本整備に重点配分されている。(2) 岁入…景気拡大に伴う税収の増加から前年当初予算比+18.1%の高い伸びを見込んでいるものの、前年度(同+31.6%)に比べれば伸び率は鈍化。この結果、財政赤字は250億バーツと、前年度(230億バーツ)に比べ赤字幅が幾分拡大。

タイの1990年度予算案

(単位・百万バーツ)

		89年度 当初予算	構成比 (%)	90年度 予算	構成比 (%)	前年比 (%)
歳 入		262,500	—	310,000	—	18.1
歳 出	経済関係費	39,709	13.9	58,740	17.5	47.9
	教育費	48,843	17.1	61,267	18.3	25.4
	社会厚生関係費	24,896	8.7	37,561	11.2	50.9
	国防費	50,606	17.7	59,529	17.8	17.6
	治安維持費	10,611	3.7	12,805	3.8	20.7
	一般行政費	44,336	15.5	35,525	10.6	△19.9
	債務返済費	66,501	23.3	69,574	20.8	4.6
計		285,500	100.0	335,000	100.0	17.3
財 政 赤 字		23,000	—	25,000	—	—